

**令和5年（2023年）  
漁業権一斉切替に関する基本方針**

**沖縄県 農林水産部**

**令和3年10月**

# 令和5年（2023年）漁業権・斉切替に関する基本方針の構成

## 第1 はじめに

## 第2 海区漁場計画の樹立について

### 1 免許の要望について

- (1) 要望の前に
- (2) 漁場の活用状況
- (3) 漁場における施設管理
- (4) 漁場の区域の計画
- (5) 事業計画の策定
- (6) 定置漁業に係る事業計画
- (7) 試験養殖について
- (8) 要望の総会承認

### 2 漁業権の設定の考え方

- (1) 漁業上の総合利用の観点
- (2) 漁業権の更新(一部変更含む)
- (3) 新規の漁業権
- (4) 公益上の観点
- (5) 海区漁場計画の策定までの手続き

## 第3 漁業権の免許について

### 1 免許の申請

- (1) 漁協による免許申請
- (2) 漁業権行使規則の制定

### 2 免許後の事項

- (1) 資源管理の状況等の報告（毎年1月末までに）
- (2) 漁業権者としての自覚及び義務
- (3) 漁協の組合員としての自覚及び義務
- (4) 短期の免許
- (5) 免許の取消し

## 第4 漁業権の免許の内容となる事項

- 1 共同漁業権
- 2 区画漁業権
- 3 定置漁業権

## 第5 むすびに

令和3年（2021年）10月13日  
沖縄県農林水産部

## 第1 はじめに

本県の漁業生産は、平成22年（2010年）以降、生産量はほぼ横ばい、産出額はゆるやかな増加傾向を示しており、平成30年（2018年）には、生産量約3.9万トン、生産額約215億円の規模となっている。その内訳を見ると、海面漁業と海面養殖業の比率は、毎年およそ、生産量が6：4、産出額が4：6である。

一方、漁業就業者数は、全国と同様、減少傾向で高齢化が進んでおり、平成30年（2018年）は平成20年（2008年）に比べて約6%減の3,686名と新規就業の促進が大きな課題となっている。

ところで、漁業法に定められる漁業生産に関する基本制度の一つである漁業権は、海区漁業調整委員会を中心とした運用手続きにより、知事が、海区漁場計画において設定し、申請者に対し免許する権利である。漁場の利用を当事者の私的恣意に放任せず、知事が、全体的な見地から、水面の総合生産力が十分に発揮されるよう、漁場利用に係る様々な調整を行った上で、免許を行うこととされている。

近年、人口減少社会を迎える中、利用度が低下している漁場も見られるようになり、今後は、既存漁場の円滑な利用の確保や有効活用を含め、一層の海面の有効活用を図る必要がある。

そのため、改正漁業法（令和2年（2020年）12月1日施行。以下「法」という。）では、漁業権の免許は、漁場を適切に且つ有効に活用している漁業者や漁業協同組合（以下「漁協」という。）等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切に且つ有効に活用している既存の漁業者の利用を確保することを優先しつつ、積極的に海面を活用する意欲のある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整した上で、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められるものにとされ、海面利用に関する基本的制度を見直し、透明性を確保したプロセスの下で制度を運用できるようになった。

今般、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による経済活動の著しい縮小により、本県観光業をはじめ、厳しい経営環境におかれる中で、水産業においても、水産物需要の低迷等多大な影響を被っている。

本県の沿岸域では、多種多様な水産物が様々な漁業種類により水揚げされ、消費者に対して供給されている。地域経済動向がめまぐるしく変化するなかにおいても、本県水産業が、水産物を安定的に供給する極めて重要な役割を担っていることは、いささかも変わるものではない。漁業権免許に基づく漁業従事者の役割は、今後ますます大きくなっていくと期待される。

一方、本県では古くから地域住民の海に親しむ習慣があり、また観光立県でも

あることから、現状において海面の多様な利用形態がある。漁業権は、みなし物件とされ、排他性の強い権利でもあるがゆえに、それら漁業以外の海面利用との棲み分けや共存を図ることは不可欠である。

このような背景を踏まえ、今回の共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権に関する次期一斉切り替えでは、過去の免許経緯や漁業を取り巻く環境等を考慮しつつ、漁業生産力を発展させるため、資源評価や漁獲データに基づく科学的な資源管理措置を積極的に取り入れ、漁場を適切且つ有効に活用することを目的に海区漁場計画を樹立し漁業権を設定する。

## 第2 海区漁場計画の樹立について

### 1 免許の要望について

免許要望者は、漁業権の設定を要望するにあたり、次のことに留意すること。

#### (1) 要望の前に

現在免許を受けている漁業権を引き続き要望する漁業権者は、その免許時からの自然及び社会的条件の変化を考慮の上、資源の状況や漁場の活用状況、養殖技術の向上等の事情について調査し確認しておくこと。

新規の漁業権を要望する者は、事業計画の具体性や海域選定の妥当性、操業上の調整問題の有無、漁業生産力の発展に資する計画であるかを検討しておくこと。漁業権を設定することで、他の漁業の操業を阻害する可能性がある場合は、事前に問題点を抽出して解決の目処を立てておくこと。

また、免許要望者は、漁業権の既存、新規を問わず、漁業以外の海洋レクリエーションなどの海面利用にも十分配慮する必要があるため、地元住民等、可能な限り関係者との調整を行った上で要望すること。

令和2年の法改正に伴い、共同漁業権は従来どおり漁協にのみ免許されるが、他の漁業権については、漁協が優先して免許される規定が廃止になり、民間企業等が免許申請できるようになる。県は、漁協と民間企業等の調整を行い、漁業経営者に直接免許される個別漁業権と、漁協が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用する団体漁業権のいずれかで免許設定することを判断することになるので留意すること。

#### (2) 漁場の活用状況

漁業権者は、法(第74条第1項、第90条第1項)に基づき、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努める責務があり、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等について報告しなければならない(資源管理の状況等報告(参考様式2~5))。

令和3年(2021年)分の実績については、令和4年(2022年)1月31日(月)までに水産課に報告すること。当該報告やヒアリング等で、適切な実績又は利用の実態が認められないものは、廃止等整理の対象になるので留意すること。

#### (3) 漁場における施設管理

漁業権者は、これまでに免許された漁業権について、施設の設置状況を再確

認し、要望調査時に水産課に報告すること（様式1）。

また、放置された構築物、いけす、鉄筋、網等を見つけたら、速やかに撤去すること。

これらについて、適切な対応がみられない場合は、県は漁業権者には管理能力が欠如しているものと判断し、改善を求めていくので留意すること。

#### (4) 漁場の区域の計画

漁業権の設定を要望する者は、漁場の区域を GPS 等を用いて事前に特定すること。位置は、世界測地系の緯度経度で表示して、海図や地図アプリケーションで描画した図面を作成すること。

漁場の区域は、複雑な形状となることは避けるとともに、必要最小限の海面で、自らが管理できる範囲となるように配慮すること。

#### (5) 事業計画の策定

漁業権の設定を要望する者は、具体的な漁獲計画及び販売計画を立てるとともに、関連事業の目標値等との整合性を図りつつ、実現性の高い事業計画（様式2～4）を策定すること。

漁協が漁業権を要望するにあたっては、理事会又は漁業権管理委員会の承認を得ておくことが望ましい。また、団体漁業権における組合員行使権者の決定は、漁業権行使規則に基づき適切に実施されるべきものであるが、新規参入者や経験の浅い者が不当に排除されることのないよう、漁場利用のルールや新たな漁場の確保等を念頭においた事業計画の策定に努めること。

#### (6) 定置漁業に係る事業計画

定置漁業に係る事業計画に関しては、様式3に加え、漁具図と設置海域の水深が分かる資料を提出すること。

漁協が、現に自営する定置漁業の継続を要望する場合又は、新たに当該事業を計画する場合、これに常時従事する者の三分の一以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である必要があることから（水産業協同組合法第17条第1項）、当該事業計画において、現に自営する場合は現在の名簿を、新たに事業を計画する場合は予定されている者の名簿を提出すること。

#### (7) 試験養殖について

漁協や民間企業等が、試験養殖を行う場合は、原則として免許を受けて取り組む必要があり、試験計画（様式5）を策定の上、その要望を行うこと。

一方、公的試験研究機関が試験研究で行う試験養殖、水産業普及指導員が職務で行う試験養殖は、法第68条の漁業を営む行為に該当せず、免許を必要としないが、事前に試験内容を水産課との協議が必要である。

#### (8) 要望の総会承認

漁協が漁業権の設定を要望する場合、令和4年（2022年）の通常総会で事業計画の内容や図面を明示・説明し、承認（普通議決）を得ること。

ただし、要望の内容は、県等との調整により、漁場区域の変更や不採択もあり得るので、必ず総会の際に補足説明しておくこと。

## 2 漁業権の設定の考え方

県は、漁業権を設定するにあたり、関係法令や次のことを考慮する。

### (1) 漁業上の総合利用の観点

漁業権漁業は、許可漁業等他の漁業と比較して、漁場を排他的に利用する度合いが強いことから、漁業権の設定は、漁場の利用状況を十分に調査し、他の漁業の操業に支障を及ぼさない範囲で行う。

### (2) 漁業権の更新(一部変更含む)

現在免許を受けている漁業権で引き続き要望があった場合、「適切かつ有効の判断に関するチェックシート(別紙)」による調査等において、漁場の活用状況が適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは漁業権の設定を検討していく。

### (3) 新規の漁業権

新規の漁業権の要望については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から、新たな漁業権の設定を検討していく。

漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする民間企業等の要望があった場合、利害関係者の意見を聴いて調和的な水面の利用について調整を行うことにしている。

### (4) 公益上の観点

漁業権を設定するにあたって、その内容が公益上の支障とならないよう検討しなければならない(法第63条第1項)。具体的な手続きとしては、国、県及び市町村の関係部局と、関係法令(港湾法、港則法、漁港漁場整備法、海岸法、河川法、公有水面埋立法、日米地位協定等)の適用等について調整する。

ただし、公益上の支障を理由に、直ちに漁業権の設定を断念することはせず、公益上の支障が認められる場合は、漁業権の内容が公益に与える具体的な影響を検討し、公益に支障を及ぼさないよう区域の縮小や移動、免許に付す条件や漁協が作成する漁業権行使規則等を検討し、可能な限り漁業権を設定するよう、関係機関と調整を図る。

計画予定漁場区域が、公有水面埋立法による埋立免許がされている海域内にあるときは、免許要望者に当該埋立免許を受けた者の同意を得るよう指導する。

計画区域の海域に、埋立事業等の計画がなされていても、工事施行まで長期間を要す場合や、事業計画が具体化していない場合は、漁業権を設定する。

### (5) 海区漁場計画の策定までの手続き

県が海区漁場計画の案を作成するときには、幅広く利害関係者の意見を調整することが必要である。同時に反社会的勢力やそれに関連する不当な関与を排除する必要もある。意見の聴取にあたっては、手続きの透明性・公平性を確保するため、パブリックコメントの方法により行う。

### 第3 漁業権の免許について

#### 1 免許の申請

免許要望者は、免許の申請にあたり、次のことに留意すること。なお、詳細については、令和5年（2023年）4月頃に、県が提示する漁業権の免許申請に係る「手引き」を参照すること。

##### (1) 漁協による免許申請

漁協は、免許申請する内容について、令和5年（2023年）の通常総会で特別決議を得ること（水産業協同組合法第50条第4号）。

##### (2) 漁業権行使規則の制定

漁協が制定する漁業権行使規則（以下「行使規則」という。）には、漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項のほか、組合員行使権者間の利用に関する調整方法、当該漁業を営む区域、期間、方法、施設の数量、過怠金、行使料、管理委員会の設置及び運営、違反者への措置、その他遵守すべき事項を具体的に規定すること。

漁獲実績が少なく、資源の状況が低下している対象漁業については、組合員行使権者数や行使に関する制限など資源の回復が図れる措置を講じること。

行使規則の制定には、令和5年（2023年）の通常総会前までに、組合員の2/3以上の「書面による同意」を得る必要がある（法第106条第4項）、総会において、当該同意の成立により議案を上程することが法の要件を満たしている旨の説明を行った上で、漁場の位置や漁法等、具体的な内容をもって議案説明を行い、特別決議を得ること。

#### 2 免許後の事項

##### (1) 資源管理の状況等の報告（毎年1月末までに）

漁業権者は、資源の状況や漁場の活用状況等に関して、毎年、資源管理の状況等の報告（参考様式2～5）を提出すること。

また、漁場を適正かつ有効に活用されていないと判断された場合、漁業権の取り消しや新規の設定がされない事態を招くことがあることも念頭において、適切に対応すること。

##### (2) 漁業権者としての自覚及び義務

免許を受けた者（漁協、企業、個人）は、漁業権漁業を営むことを通じて水産資源の保護培養を図り、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っており、「漁業権者」であることを十分自覚し、関係法令や行使規則等の趣旨に従った漁場の適切かつ有効な活用に努めること。

区画漁業及び定置漁業を営むときには、漁場の区域を標識を設置するなどの方法で明示し、船舶航行や他の漁業操業に支障がないように適切な管理に努めること。団体漁業権を有する漁協は、その組合員に対して、ヒトエグサやモズクの「ひび建て式養殖業」では海底に打ち込んだ鉄筋等の存在が他者に認識できるよう配慮し、他の漁業操業や一般県民等による海面利用との間でトラブル

や事故が生じないように適切な範囲に十分な防止策を講じることを適切に指示すること。

また、団体漁業権を持つ漁協は、行使規則で定める資格に該当し、当該漁業を営む権利を有する組合員行使権者については、定期的に名簿で確認し適切に運用すること。

さらに、関係漁業者や地元住民等に対し、説明会開催や立看板等での掲示で周知し、海面利用制度（漁業権等）に理解を得るよう努めること。

### (3) 漁協の組合員としての自覚及び義務

団体漁業権を持つ漁協の組合員は、その権利が、知事の免許により、一定の水面で、一定の漁業を、一定の期間、排他的に営むことを認められているにすぎないことを理解し、決して、私的恣意による海面の排他独占的な利用は許されないと自覚すること。

また、ヒトエグサやモズクの「ひび建て式養殖業」では、漁場の区域を標識を設置するなどの方法で明示し、船舶航行や他の漁業操業に支障がないように適切に管理し、海底に打ち込んだ鉄筋等の存在が他者に認識できるよう配慮し、他の漁業操業や一般県民等による海面利用との間でトラブルや事故が生じないように適切な範囲に十分な防止策を講じること。

### (4) 短期の免許

養殖技術の向上や就業者数の大幅な増加による漁場の不足等の事情が、免許取得後に発生することも想定されることから、県は、真にやむを得ないと認められるものに対してのみ、免許後2年を目処に短期の免許を検討する。

短期の免許の要望については、事業計画（様式2～4）の他、その緊急性と必要性を説明する資料を求め、その短期免許の妥当性を厳密に判断するので留意すること。

### (5) 免許の取消し

県は、休業のまま操業再開の目処がたたないと判断された漁業権については、免許の取り消しを検討するので留意すること。

また、漁業権者が適格性を有する者でなくなったとき、公益上の必要があるときも、免許を取り消すことがあるので留意すること。

## 第4 漁業権の免許の内容となる事項

### 1 共同漁業権

#### (1) 漁場番号

「共同第○号」と表示する。

#### (2) 漁業種類

共同漁業権は、地元漁業者が共同して漁場を利用し、自主的に漁業管理及び資源管理を行う概念を有するため、漁協による漁場管理を基本として漁業権を設定する。

#### ア 第一種共同漁業

現在免許されている漁業権は、原則として継続するが、漁業経営上ほとんど経済的な価値が実績として認められない対象漁業については、漁業権の対象にしない。ただし、零細な漁業等、地域の操業実態等は勘案する。

また、新たな対象種の設定については、漁業生産力を調和的に発展させる観点から、漁業権の管理責務として当該対象種の資源管理（自主的な体長制限や保護区の設定等）の推進や利害関係者との調整に具体的に取り組んでいる事案について検討する。

対象漁業について、一般の者には、どの種類が漁業権に該当するのか直ちに判然としない事例が見られるので、資源の状況や経済的価値、分類の程度などを総合的に検討し、必要に応じて対象種の分類を整理する。

【注】密漁対策の強化として、特定水産動植物としてナマコ、アワビ、シラスウナギが指定されることになった。これにより、違反者には3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金が科せられるようになる。また、適正な流通のため漁獲証明制度が導入されることになっている。

#### イ 第二種共同漁業

現在免許されている漁業権は、原則として継続するが、漁業経営上ほとんど経済的な価値が実績として認められない対象漁業については、漁業権の対象にしない。ただし、零細な漁業等、地域の操業実態等は勘案する。

第二種共同漁業の内容となっているのは、「固定式刺網」と「かご網」の2つである。以前、漁業権で管理していた「小型定置網」、「建干網」、「綱掛網」及び「敷網」は、平成25年（2013年）の漁業権一斉切替時に知事許可漁業制度へ移行している。

「固定式刺網」は、対象魚種を効率的に捕獲することができ、その操業場所によっては、行き過ぎた捕獲を招くおそれもある。このため、その運用には時期や漁場、漁具の規模、使用漁具数を慎重に取り扱う必要があるため、引き続き漁業権に基づく行使規則に従って、漁協が整備する名簿により営む者を管理すること。なお、漁業権区域外で「固定式刺網漁業」を営むには、沖縄県漁業調整規則第4条に基づく許可が必要である。

また、「かご網漁業」についても、漁業権に基づく行使規則により、漁協で整備する名簿により営む者を管理すること。当該漁業は漁業権区域外では自由漁業である。

### (3) 漁業の名称

#### ア 第一種共同漁業

漁業権の管理上、権利の対象となる水産動植物を第三者に対し明確に表示する必要があることから、「イセエビ漁業」等、漁獲の対象となる水産動植物の名称を冠して表示する。

#### イ 第二種共同漁業

漁業権の管理上、権利の対象となる操業の種類を第三者に対し明確に表示

する必要があることから、漁法の名称を冠して「固定式刺網漁業」、「かご網漁業」と表示する。

(4) 漁業の時期

操業の実態及び資源管理の観点をもって定める。

(5) 漁場の位置

行政区域の名称のほか、岬や海岸名など、地域住民等に一般的に認知されている名称を用いる。

(6) 漁場の区域

当該漁業権者が実質的管理の可能な範囲とする。

現行の共同漁業権の区域は、昭和49年（1974年）の免許以降、若干変更されたものの、一定の秩序が保たれ操業実態が反映されていると思慮するので、原則として変更しない。

ただし、現漁業権が免許されている漁場で、漁場区域が海底地形や操業の実態と著しく乖離している場合や、共有漁業権者及び隣接漁業権者から見直し要望があり、かつ関係者の調整が既に調っており、漁業上の総合利用を図ることが目的である場合は、これを検討する。

漁場区域のうち、陸岸については、最大高潮時海岸線を範囲とする。河川がある場合は、平成15年（2003年）の漁業権の切替時に、第1橋梁の上流端線を範囲とする扱いにした。その後、新たに建設された橋梁もあるので、第1橋梁よりも上流で操業の実態がある場合については勘案する。ただし、海上にかかる橋や海中道路は、漁場区域の境界に該当しない。

(7) 関係地区

関係地区は、原則として現行のとおりとするが、実態に合わせる。

## 2 区画漁業権

(1) 漁場番号

これまでの特定区画漁業権は、令和2年（2020年）の法改正により法での用語はなくなり、区画漁業権と表示されることになった。「真珠養殖」「築堤式養殖」「網仕切式」の存続期間は10年である。これ以外の漁業種類は5年であり、これまで特定区画漁業権と呼ばれていたものと同じである。

漁場番号は従来の呼称を継続し、存続期間が10年のものは「区画第○号」、5年のものは「特区第○号」と表示する。

また、法改正により、免許の優先順位は変更になった。次期漁業権は、漁業を営もうとする者に免許する個別漁業権、漁協へ免許する団体漁業権の設定について、県は、漁協と民間企業等の漁場利川調整等を行い、漁場の活川の現況等を踏まえて決定する。

(2) 漁業種類

養殖とは、収穫を目的として、日頃の散逸防止対策や浮泥・雑藻等の対処、給餌や飼育記録等の管理により、水産動植物の成長を図り、数量を増加させる

ものである。

このため、単に出荷調整や釣餌用として、短期間魚介類を一定の場所に保管する形態は畜養として扱い、漁業権の対象としない。なお、畜養の施設の設置には、当該海域の管理者の許可等が必要である。

第三種区画漁業である「貝類地蒔き式養殖業」は、第一種共同漁業に酷似するが、地蒔き式による区画漁業と共同漁業の区別は「管理の程度」であり、単に放苗するだけで計画的な管理や収穫が行われないものは共同漁業として扱う。

【注】採捕が禁止されている造礁サンゴ類（規則第34条第2項）の養殖用種苗を天然海域から採捕しようとする場合、規則第40条に基づく特別採捕許可が必要である。

(3) 漁業の名称

区画漁業が営まれる水面は、当該漁業権者により相当強度に独占されるため、権利の内容である水産動植物及び方法を第三者に対し明確に表示する必要があることから、「モズクひび建て式養殖業」等、単一の種類名及び養殖方法を冠して表示する。

なお、クロマグロ以外の魚種を対象とした小割式養殖は、「魚類小割式養殖業」と表示する。

(4) 漁場の重畳的利用

同一漁場を複数の異なる養殖業で重複して使用することは、水面の立体的利用と漁業生産力の総合的な発展にかなうものであるから、重複する漁業権の要望者全員の合意が得られ、他の漁業操業を妨げないと認められる場合に、重畳的な漁業権の設定を検討する。

(5) 漁業の時期

当該養殖業を営む期間とする。

(6) 漁場の位置

行政区域の名称のほか、岬や海岸名など、地域住民等に一般的に認知されている名称を用いる。

(7) 漁場の区域

当該漁業権者が実質的管理の可能な範囲とする。

区画漁業の漁場の位置は、当該漁業による海面利用の排他性が相当強度であることから、共同漁業やその他漁業の操業を妨げないと認められる場合に、必要最小限となる範囲で漁業権を設定する。特に、「ヒトエグサひび建て式養殖業」に係る漁業権の設定については、漁業以外にも地域の海面利用とのトラブルを回避する観点から、地元住民等の意見が十分反映されていると認められる場合に限る。

(8) 地元地区

地元地区は、既存漁業権は原則として現行のとおりとし、新規漁業権の場合は、地理的条件を前提に、漁場の管理等の要素を考慮して地区を設定する。

### 3 定置漁業権

#### (1) 漁場番号

「定置第○号」と表示する。

#### (2) 漁業種類

「定置漁業」とする。

#### (3) 漁業の名称

本県における定置漁業では、漁獲対象が多種に及び、主な対象種の特定が困難なため、「雑魚定置網漁業」とする。

定置漁業は、法第60条第3項第1号で、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深15メートル以上である場合と規定されている。一方、規則第5条に基づく小型定置漁業は身網の水深が15m未満であるので、手続きで両者を間違えることがないように、要望調査等の機会に周知していく。

#### (4) 漁業の時期

漁業の時期は、当該漁業を営む期間とするが、施設の設置と撤去を時期で繰り返すことがなければ、原則1～12月とする。

#### (5) 漁場の位置

行政区域の名称のほか、岬や海岸名など、地域住民等に一般的に認知されている名称を用いる。

#### (6) 漁場の区域

当該漁業権者が実質的管理の可能な範囲とする。

定置漁業による排他独占性は相当強度であるから、魚道や海況等の自然条件以外にも、共同漁業の操業等を考慮して、共同漁業権者との調整を済ませた上で、漁具を敷設するのに必要最小限となる範囲で漁場の区域を設定する。

#### (7) 地元地区

地元地区は、既存漁業権は原則として現行のとおりとし、新規漁業権の場合は、地理的条件を前提に、漁場の管理等の要素を考慮して地区を設定する。

## 第5 むすびに

漁業権の免許は、法の規定により、沖縄海区漁業調整委員会を中心とした運用手続を経た上で海区漁場計画を樹立し（法第62条）、令和5年5月31日までに（法第64条第7項）、公示しなければならない。

そのため、県は次のスケジュールで作業を進めるので、免許要望者は、手続が遅れないように適切に対応すること。

令和5年（2023年）漁業権免許スケジュール

- 1 【 県 】 海区漁場計画に係る基本方針策定・説明会 令和3年（2021年）10月
- 2 【 県 】 免許要望に係る事前調査とヒアリング 令和3年（2021年）10月～  
【漁協】 組合員からの要望整理、漁業関係者や地元住民との調整
- 3 【漁協】 令和3年分資源管理の状況等報告の期限 令和4年（2022年）1月31日
- 4 【漁協】 令和4年の通常総会での要望確認 令和4年（2022年）5～6月
- 5 【 県 】 海区漁場計画（素案）の作成と公表（パブリックコメント）  
令和4年（2022年）7月
- 6 【 県 】 公益上の支障と利害関係人との調整結果の公表（パブリックコメント）  
令和4年（2022年）8～10月
- 7 【 県 】 海区漁場計画（案）の策定 令和4年（2022年）11月
- 8 【 県 】 海区漁業調整委員会に諮問 令和4年（2022年）12月  
【海区】 公聴会の開催、県に答申 令和5年（2023年）1～3月
- 9 【漁協】 令和4年分資源管理の状況等報告の期限 令和5年（2023年）1月31日
- 10 【 県 】 海区漁場計画の樹立・公示 令和5年（2023年）3月
- 11 【漁協】 行使規則（案）の作成 令和5年（2023年）3月～  
【 県 】 行使規則の内容確認
- 12 【漁協】 行使規則の制定に必要な書面による同意 令和5年（2023年）4～6月
- 13 【漁協】 令和5年度通常総会での特別決議 令和5年（2023年）5～6月
- 14 【漁協】 免許及び行使規則の認可申請 令和5年（2023年）5～7月
- 15 【 県 】 海区漁業調整委員会に諮問 令和5年（2023年）8月  
【海区】 漁業権者の決定案等の審査と答申
- 16 【 県 】 免許決定・公示と行使規則認可 令和5年（2023年）9月